

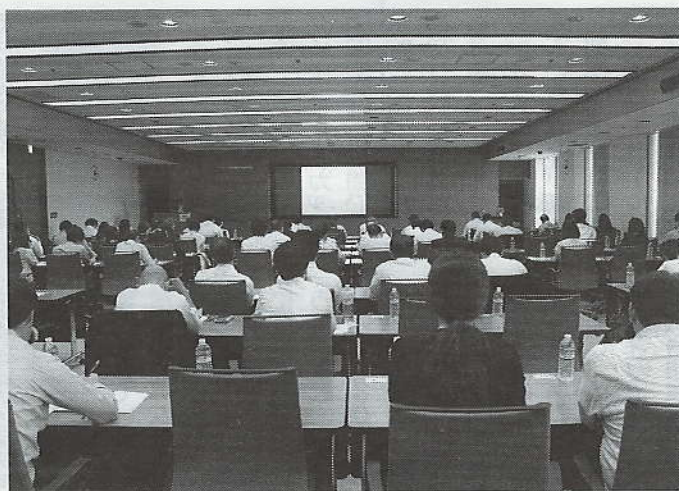
「荷主と運送人の責任範囲」でセミナー

国際法の規定など
海事弁護士が講演

東京海上日動とインターリンク、NPO法人NVOCC CLUBは10月3日、東京都千代田区の東京海上日動ビル新館で「荷主と運送人の責任範囲（改正商法について）」をテーマにセミナーを開催した。海事弁護士として国内外で多くの講演実績がある岡部・山口法律事務所（山口修司弁護士が、船荷証券における荷主と運送人の責任範囲や改正商法のポイントなどについて解説した。当日はフオワーター（運送人）、荷主、商社などの関係者約100人が参加した。

ることを指摘した。

運送中の事故に関しては、商法や国際海上物品運送法の規定により、船積み時の貨物の状況を船荷証券に記載する他、「運送人は船荷証券記載が異なることをもって船荷証券所持人に対抗できない」という規定もあることから、船荷証券と貨物が壊れたという事実があれば、運送中の事故として立証できるとの考えを示した。



約100人が参加した

72条において荷送人の危険物申告義務が課されることになったとし、「荷送人の運送人に対する危険物申告義務違反は推定された過失責任とされ、陸上、海上、航空運送を問わず適用される。過失責任といえども、責任を免れるために注意義務を尽くす必要がある」と述べた。

また、荷受人の権利（同法581条）も改正になり、これまで荷受人は運送品が到達地に到着した時は、運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得することになったが、運送品の全部が滅失した時も権利を取得することになったと説明した。

高価品の特則（同法577条1項）は、運送人の不法行為に適用（同法589条）することが規定されたとした。また、損害通知（同法584条）は、運送品の損傷または一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとなめないで運送品を受け取った時は消滅するが、運送品に直ちに発見することができない損傷または一部滅失がある場合は、引き渡しから2週間以内に損害通知が必要だとして、「商法改正を機に、貨物を受け取った場合は必ず検品してほしい」と呼び掛けた。

その他、運送人の不法行為責任（同法587条）、運送人被用者の不法行為（同法588条）、運送人の債権の消滅時効（同法586条）、複合運送（同法578条）などについても解説した。

改正商法では、同法5

山口氏はまず、船荷証券の紹介、日本では1957年にハーグ・ルールを、92年にハーグ・ヴィスビー・ルールを批准したことなどを説明した。また、運送人の考

山口氏

改正商法のポイント等も解説

次に、国際海上物品運送法における航海過失免責、火災免責、天災や海固有の危険、隠れた瑕疵（かし）・包装の不十分

次に、国際海上物品運送法における航海過失免責、火災免責、天災や海固有の危険、隠れた瑕疵（かし）・包装の不十分